

入 札 公 告 （ 建 設 工 事 ）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年7月23日

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部

岩手県済生会

支 部 長 伊 藤 彬



1 工事概要

(1) 工 事 名 北上済生会病院新築工事

(2) 工事場所 岩手県北上市九年橋三丁目地内

(3) 工事内容

ア 敷地面積 20,947.85 平方メートル

イ 病院棟

① 構造及び階数 鉄骨造 地上5階建

② 延床面積 約 16,000 平方メートル

ウ 院内保育所棟

① 構造及び階数 鉄骨造 地上1階建

② 延床面積 約 200 平方メートル

エ 附属施設 1 式

オ 建築外構 1 式(約 16,000 平方メートル 敷地周囲の擁壁、フェンスの解体及び新設を含む。)

(4) 工期 650 日間

(5) 本工事は、入札時に施行方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。(入札説明書参照)

2 競争参加資格

(1) 3 者の構成員からなる任意に結成された特定共同企業体であること。

(2) 特定共同企業体の各構成員は、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 建設業法第 27 条の 23 第 2 項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていること。

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ウ 競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日制定。以下「措置基準」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ 1 に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

オ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 一方の会社役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(3) 特定共同企業体の代表者となる構成員（以下「代表者」という。）は、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 平成20年4月1日以降に、元請として、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の病院に係る地上4階建以上かつ延床面積 10,000 平方メートル以上の工事（ただし、主要構造部を施工したものに限る。）を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合又は出資比率が30%以上の場合のものに限る。）。

イ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を1に示した工事に専任で配置できること。

① 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

② 平成20年4月1日以降に、元請として、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の病院に係る延床面積10,000平方メートル以上の建築工事を施工した経験を有する者であること。

③ 監理技術者にあつては、建築工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④ 申請日前3ヶ月以上継続して雇用している者であること。

ウ 国土交通省の経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書の建築一式工事の総合評定値（P）が申請日時時点で1,700点以上であること。

(4) 特定共同企業体の代表者以外の構成員のうち、いずれか一方の者はア、イ、オ及びカに掲げる要件を、他の者はウからカまでに掲げる要件を満たしていること。

ア 平成20年4月1日以降に、元請として、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物に係る延床面積5,000平方メートル以上の建築工事を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

イ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を1に示した工事に専任で配置できること。

① 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

② 平成20年4月1日以降に、元請として、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物に係る延床面積2,500平方メートル以上の建築工事を施工した経験を有する

者であること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

③ 建築工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④ 申請日前3ヶ月以上継続して雇用している者であること。

ウ 平成20年4月1日以降に、元請として、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物に係る延床面積2,500平方メートル以上の建築工事を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

エ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を1に示した工事に専任で配置できること。

① 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

② 建築工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③ 申請日前3ヶ月以上継続して雇用している者であること。

オ 岩手県の平成29・30年度県営建設工事競争入札参加資格者名簿の建築一式工事A級に登録されている者で、その総合点数が1,100点以上であること。

カ 岩手県県南広域振興局又は盛岡広域振興局管内に主たる営業所を有する者であること。

(5) 特定共同企業体は、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 代表者は、構成員のうちで出資比率が最大の者であること。

イ 各構成員の出資比率は、20%以上であること。

(6) 特定共同企業体構成員は、当該特定共同企業体以外の特定共同企業体の構成員として本件入札に参加することができないこと。

3 設計業務等の受託者等

(1) 2(2)エの「上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

① 設計（基本設計・実施設計・申請）及び監理に関する業務 株式会社伊藤喜三郎建築研究所

② 基本計画等に関するコンサルティング業務 アイテック株式会社

(2) 2(2)エの「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当する者である。

① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

② 建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

4 担当窓口 〒024-8506 北上市花園町一丁目6番8号
社会福祉法人^{岩手県}済生会 北上済生会病院 建設事務室（佐藤・千葉・鈴木）
電 話 0197-64-7722
ファクシミリ 0197-64-2666

5 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い申請書を提出し、契約担当者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、期限

までに申請書を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間 平成30年7月23日（月）から平成30年8月2日（木）の土曜日、日曜日、及び祝日を除く日の午前9時00分から午後5時00分までとする。
- ② 提出場所 4に同じ
- ③ 提出方法 提出場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により行うものとする。

- (2) 申請書は別紙様式1・様式2-1～2-3・様式3-1～3-3並びに特定共同企業体協定書（別紙様式4）の写しを作成し提出すること。ただし、特定共同企業体協定書の写しについては、平成30年8月9日（木）までに提出することができるものとする。

なお、②の施工実績及び③の配置予定技術者の経験については、平成20年4月1日以降に工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限り記載すること。

※②及び③については、用紙は複写のうえNo1、No2など記載すること。

- ① 総合評価値通知書の写し

最新の総合評価値通知書の写しを提出すること。

- ② 施工実績

2（3）及び（4）に掲げる資格があることを判断できる施工実績を別紙様式2-1～2-3に記載すること。なお、記載する施工実績の件数は1件以上、最大でも3件までとする。

- ③ 配置予定技術者

2（3）及び（4）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、経験及び申請時における他工事の従事状況等を別紙様式3-1～3-3に記載すること。記載する経験の件数は1件以上、最大でも3件までとする。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び経験を記載することもできる。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できないにもかかわらず入札した場合においては、その入札を無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- ④ 契約書等の写し

上記②の施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。その工事が共同企業体の場合は出資比率がわかる資料（共同企業体協定書等）の写しを提出すること。

- (3) 競争参加資格の確認は、申請書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成30年8月10日（金）に書面を郵送（10日（金）発送）して通知する。なお、競争参加資格があると認められた者に対しては、入札説明書及び設計図書を同封して郵送する。

- (4) その他

- ① 契約担当者は提出された申請書を競争入札参加資格確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ② 提出された申請書は返却しない。
- ③ 提出期限以降における申請書の差し替え及び再提出は認めない。
- ④ 入札書及び技術提案書の提出期限は、平成30年9月21日（金）までとする。
- ⑤ 技術提案書等を対象としたプレゼンテーションを実施する。（入札説明書参照）
- ⑥ 申請書に関する問い合わせ先 4に同じ

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除する。
 - ② 契約保証金 免除する。
- (3) 工事費内訳書 入札参加者は、数量及び金額を明らかにして工事費内訳書（様式任意）を入札時に提出すること。なお、提出された工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、入札又は契約上の権利義務を生じるものではないこと。
- (4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書に虚偽の記載をした者のした入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (5) 予定価格と最低制限価格の制限の範囲内で、1（5）に定めるところに従い評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格や提案内容によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格と最低制限価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とするところがある。
- (6) 落札者決定後、配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、2（3）及び（4）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。
- (7) 契約書作成の要否 要
- (8) 詳細は入札説明書による。

特定共同企業体に係る競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

社会福祉法人^{岩手県}済生会支部

岩手県済生会

支部長 伊藤 彬 様

名 称 _____ 特定共同企業体

共同企業体代表者

住 所

商号又は名称

氏 名

印

共同企業体構成員

住 所

1 商号又は名称

氏 名

印

住 所

2 商号又は名称

氏 名

印

住 所

3 商号又は名称

氏 名

印

平成30年7月23日付で公告のありました北上済生会病院新築工事に係る競争入札参加資格について、連帯責任によって工事の共同施工を行いたく、 _____

_____を代表者とする _____

特定共同企業体を結成したので、下記の書類を添えて申請します。

なお、添付書類の内容は事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札公告5(2)①に定める総合評価値通知書の写し
- 2 入札公告5(2)②に定める施工実績を記載した書面
- 3 入札公告5(2)③に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 4 入札公告5(2)④に定める契約書の写し

施 工 実 績

「特定共同企業体の代表者用」

工事名：北上済生会病院新築工事

会社名：

競争参加資格		平成 20 年 4 月 1 日以降に、元請として、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の病院に係る地上 4 階建以上かつ延床面積 10,000 平方メートル以上の工事（ただし、主要構造部を施工したものに限る。）を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合又は出資比率が 30 % 以上の場合のものに限る。）。	
工事名称等	工 事 名 称		
	発 注 機 関 名		
	施 工 場 所		
	契 約 金 額	千円	
	工 期	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
	受 注 形 態	単独／共同企業体（代表者／構成員 %）	
工事概要	用 途		
	構 造	鉄筋コンクリート造／鉄骨鉄筋コンクリート造／鉄骨造	
	階 数	地上 階 地下 階	
	延 床 面 積	平方メートル	

注) 1 当該工事の契約書の写しを添付すること。

また、共同企業体で出資比率がわかる資料（共同企業体協定書等）の写しを添付すること。

2 入札公告 2（3）に掲げる資格があることを判断できる、当該工事の図面等を添付すること。

施 工 実 績

「特定共同企業体の代表者以外でア、イ、オ、カに掲げる要件を満たす者用」

工事名：北上済生会病院新築工事

会社名：

競争参加資格		平成20年4月1日以降に、元請として、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物に係る延床面積 5,000 平方メートル以上の建築工事を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。	
工事名称等	工 事 名 称		
	発 注 機 関 名		
	施 工 場 所		
	契 約 金 額	千円	
	工 期	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
	受 注 形 態	単独／共同企業体（代表者／構成員 %）	
工事概要	構 造	鉄筋コンクリート造／鉄骨鉄筋コンクリート造／鉄骨造	
	階 数	地上 階 地下 階	
	延 床 面 積	平方メートル	

注) 1 当該工事の契約書の写しを添付すること。

また、共同企業体で出資比率がわかる資料（共同企業体協定書等）の写しを添付すること。

2 入札公告2（3）に掲げる資格があることを判断できる、当該工事の図面等を添付すること。

施 工 実 績

「特定共同企業体の代表者以外（ウ～カに掲げる要件用）」

工事名：北上済生会病院新築工事

会社名：

競争参加資格		平成20年4月1日以降に、元請として、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物に係る延床面積 2,500 平方メートル以上の建築工事を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。	
工事名称等	工 事 名 称		
	発 注 機 関 名		
	施 工 場 所		
	契 約 金 額	千円	
	工 期	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
	受 注 形 態	単独／共同企業体（代表者／構成員 %）	
工事概要	構 造	鉄筋コンクリート造／鉄骨鉄筋コンクリート造／鉄骨造	
	階 数	地上 階 地下 階	
	延 床 面 積	平方メートル	

注) 1 当該工事の契約書の写しを添付すること。

また、共同企業体で出資比率がわかる資料（共同企業体協定書等）の写しを添付すること。

2 入札公告2（3）に掲げる資格があることを判断できる、当該工事の図面等を添付すること。

主任（監理）技術者の資格・工事経験

「特定共同企業体の代表者用」

工事名：北上済生会病院新築工事

会社名：

資 格 要 件		① 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。 ② 平成20年4月1日以降に、元請として、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の病院に係る延床面積 10,000 平方メートル以上の建設工事を施工した経験を有する者であること。 ③ 監理技術者にあつては、建築工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。 ④ 申請日前3ヶ月以上継続して雇用している者であること。
配置予定技術者の 従事役職・氏名		(フリガナ) 従事役職 氏名
法令による資格・免許		
工事経験の概要等	工 事 名 称	
	発注機関名	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	千円
	工 期	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	従 事 期 間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	従 事 役 職	
	受 注 形 態	単独／共同企業体（代表者／構成員 %）
	工 事 内 容	
	構 造	
	延 床 面 積	
	採用年月日	昭和／平成 年 月 日
他工事の 申請時における 従事状況等	工 事 名 称	
	発注機関名	
	工 期	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	従 事 役 職	
	本工事と重複する場合の 対応措置	

注) 1 当該技術者の従事役職・担当内容がわかる、当該工事の現場組織図等を添付すること。

2 申請時における他工事の従事状況等は、申請時に従事しているすべての工事について記載するものとし、本工事を落札した場合の技術者の配置予定を記入すること。

主任（監理）技術者の資格・工事経験

「特定共同企業体の代表者以外（ア、イ、オ、カに掲げる要件用）」

工事名：北上済生会病院新築工事

会社名：

資 格 要 件		① 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。 ② 平成20年4月1日以降に、元請として、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物に係る延床面積 2,500 平方メートル以上の建築工事を施工した経験を有する者であること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。 ③ 建築工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。 ④ 申請日前3ヶ月以上継続して雇用している者であること。
配置予定技術者の 従事役職・氏名		(フリガナ) 従事役職 氏名
法令による資格・免許		
工事経験の概要等	工 事 名 称	
	発注機関名	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	千円
	工 期	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	従 事 期 間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	従 事 役 職	
	受 注 形 態	単独／共同企業体（代表者／構成員 %）
	工 事 内 容	
	構 造	
	延 床 面 積	
	採用年月日	昭和／平成 年 月 日
	他工事の 申請時における 従事状況等	工 事 名 称
発注機関名		
工 期		平成 年 月 日～平成 年 月 日
従 事 役 職		
本工事と重複する場合の対応措置		

- 注) 1 当該技術者の従事役職・担当内容がわかる、当該工事の現場組織図等を添付すること。
 2 申請時における他工事の従事状況等は、申請時に従事しているすべての工事について記載するものと
 し、本工事を落札した場合の技術者の配置予定を記入すること。

(別紙様式3-3)

主任（監理）技術者の資格・工事経験

「特定共同企業体の代表者以外（ウ～カに掲げる要件用）」

工事名：北上済生会病院新築工事

会社名：

資 格 要 件	① 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。 ② 建築工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。 ③ 申請日前3ヶ月以上継続して雇用している者であること。
配置予定技術者の 従事役職・氏名	(フリガナ) 従事役職 氏名
法令による資格・免許	
採 用 年 月 日	昭和／平成 年 月 日
他 工 事 の 従 事 状 況 等 申 請 時 に お け る	工 事 名 称
	発 注 機 関 名
	工 期 平成 年 月 日～平成 年 月 日
	従 事 役 職
	本工事と重複する場合の対応措置

注) 申請時における他工事の従事状況等は、申請時に従事しているすべての工事について記載するものとし、
本工事を落札した場合の技術者の配置予定を記入すること。

(別紙様式4)

特 定 共 同 企 業 体 協 定 書 (例示)

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 岩手県済生会発注に係る次の建設工事（契約変更が行われた場合の変更後の工事を含む。）の請負

ア 工 事 名 北上済生会病院新築工事

イ 工事場所 岩手県北上市九年橋三丁目地内

ウ 工 期 650日間

(2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇特定共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地 に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、平成 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3箇月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請負うことができなかったときは、前項の規定にかかわらず、建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社〇〇支店を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、発注者及び監督官庁等と折衝する権限、入札に関する権限（代理人の選任についての権限を含む。）並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資比率等)

第8条 各構成員の出資比率は、次のとおりとする。

〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくしたうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、建設工事の完成にあたるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇本・支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資比率により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資比率により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるとき、残存構成員の出資比率は、脱退した構成員が脱退前に有していた出資比率を、残存構成員が有している出資比率により分割し、これを第8条に規定する比率に加えた比率とする。

4 決算の結果利益を生じた場合には、第13条の規定にかかわらず、脱退した構成員には利益金の配当は行わない。

5 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に第14条の規定により、負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社〇〇支店外2者は、上記のとおり〇〇特定共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

構成員 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇建設株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇 ⑩

構成員 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇建設株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇 ⑩

構成員 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇建設株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇 ⑩